

## TOKOニュースレター

Vol. 51/2015年1月号 発行日: 2015年1月22日

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は安倍政権が進める「三本の矢」の経済政策で回復の兆しはありますが、一方で消費税の増税等のマイナスの要因もありました。今年はさらなる消費税率アップは延期され、景気回復や所得増大が期待されています。また、足元では改正会社法の施行によるコーポレートガバナンスの強化、IFRS の任意適用要件の緩和による適用企業の増加等が見込まれます。

当監査法人では、昨年同様引き続き品質管理の充実に努めて参ります。そして、毎月皆様へ情報発信して おりますニュースレターでは今年も最新の情報をお届け致しますので何卒宜しくお願い致します。

年頭に当たり皆様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

- I. 最新情報(2014年12月1日~2014年12月31日)
- 1. 一般会計(会計制度委員会)

1. /32.201					
CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期	
2014年12	委員	会計制度委員会報	日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、平成 26 年 11 月	本改正は、現	
月1日	会報	告等の改正(字	4日に開催されました常務理事会の承認を受けて、下記の委員会報	行の関連法令	
	告等	句•体裁修正等内	告等の改正を 11 月 28 日付けで公表しましたのでお知らせしま	との整合性を	
		容の変更を伴わな	す。	図る修正、字	
		い修正)について	当協会では、会計基準の改正等に対応した改正を適宜行っており	句•体裁修正	
		(会計制度委員会	ますが、今般、現在適用されている一連の会計制度委員会報告等に	等であり、委	
		報告第3号「ロー	ついて字句修正等の見直しを行いました。	員会報告等の	
		ン・パーティシペ		現行の取扱い	
		ーション会計処理	<改正する会計制度委員会報告等>	を変更するも	
		及び表示」、同第	1. 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの	のではないた	

5号「連結リース	会計処理及び表示」	め、公表日(平
実務指針」、同等	2. 会計制度委員会報告第5号「連結財務諸表におけるリース取引	成 26 年 11
7号「資本連結第	の会計処理に関する実務指針」	月 28 日) か
務指針」、同第7	3. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手	ら適用として
号追補「間接所有	続に関する実務指針」	おります。
資本連結実務指	4. 会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資	
針」、同第8号「)	本連結手続に関する実務指針」	
結キャッシュ・フ	5. 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシ	
□一実務指針」、	ュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」	
同第9号「持分法	6. 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」	
実務指針」、同等	7. 会計制度委員会報告第 12 号 「研究開発費及びソフトウェアの	
12号「研究開発	会計処理に関する実務指針」	
及びソフトウェブ	8.会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」	
実務指針」、同等	9. 「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A」	
14号「金融商品	10. 「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」	
計実務指針」、「で	Ħ	
究開発費及びソフ	,	
トウェアQ&A」		
及び「土地再評価	ī	
Q&A」の改正)		

# 2. IFRS 関係(会計制度委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年12	意見	IASB 公開草案「未	平成 26 年8月 20 日に国際会計基準審議会(IASB)から、公開	_
月18日		実現損失に係る繰	草案 「未実現損失に係る繰延税金資産の認識 (IAS 第 12 号の修正	
		延税金資産の認識	案)」が公表され、意見が求められました。	
		(IAS 第 12 号の	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該公開草案に対	
		修正案)」に対す	するコメントを取りまとめ、平成 26 年 12 月 18 日付けで提出い	
		る意見について	たしましたのでお知らせいたします。	

## 3. 学校法人会計(学校法人委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年12	意見	「「国立大学法人	国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について	改訂後の実務

		A=1++\\(\\\ = -\\\ =		15011 · · -
月8日		会計基準」及び「国	定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」	指針について
		立大学法人会計基	(以下「国立大学法人会計基準」という。)が、平成 26 年4月1	は、平成 26
		準注解」に関する	日に改訂されたのを受け、文部科学省及び日本公認会計士協会は、 	事業年度から
		実務指針」の一部	国立大学法人会計基準の実務上の留意点を定める「「国立大学法人	適用されま
		改訂について	会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」 	す。
			(以下「実務指針」という。)を改訂いたしましたのでお知らせい	
			たします。	
			本改訂は、産業競争力強化法が制定され、 文部科学大臣及び経	
			済産業大臣の認定を受けた特定研究成果活用支援事業計画に係る	
			特定研究成果活用支援事業について、国立大学法人等から必要な資	
			金の出資が行なわれることになり、国立大学法人法上の国立大学法	
			人等の業務として産業競争力強化法に基づく出資等の業務が追加	
			されたことに伴う関係規定の整備等を行うものです。	
2014年12	実務	学校法人委員会実	日本公認会計士協会 (学校法人委員会) は、平成 26年 12月2日	本改正は、平
月26日	指針	務指針第 44 号	の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会実務指針第 44 号	成 27 年度(知
		「「退職給与引当	「「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通	事所轄法人に
		金の計上等に係る	知)」に関する実務指針」の改正について」を同日付けで公表しま	ついては平成
		会計方針の統一に	したので、お知らせいたします。	28 年度) の計
		ついて(通知)」	本改正は、文部科学省から平成25年9月2日付けで「学校法人	算書類の作成
		に関する実務指	会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」等が	から適用しま
		針」の改正につい	発出されたことを受け、当協会が平成 26 年 1 月 14 日付けで学校	す。
		7	法人委員会実務指針第 45 号「「学校法人会計基準の一部改正に伴	
			う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針」を公表し	
			たことに伴い、所要の見直しを行ったものです。	
			なお、本改正を行うに当たっては、平成 26 年9月 30 日から	
			10月28日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公	
			開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表	
			いたします。	
2014年12	研究	学校法人委員会研	日本公認会計士協会 (学校法人委員会) は、平成 26 年 12 月2日	また、研究報
月26日	報告	究報告第15号「基	の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第 15 号	告として位置
		本金に係る実務上	「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A」の改正について」	付けられてい
		の取扱いに関する	を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。	ることから適
		Q&A」の改正に	文部科学省から平成 25 年9月2日付けで「学校法人会計基準の	用時期に関す
		ついて	一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」等が発出された	る記載はあり
			ことを受け、日本公認会計士協会では、平成 26 年1月 14 日付け	ませんが、学
			で学校法人委員会実務指針第 45 号「「学校法人会計基準の一部改	校法人会計基

·				
			正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針」を	準等改正との
			公表いたしました。	整合性を図る
			今回の改正は、上記の学校法人会計基準の一部改正、通知及び学	ための改正で
			校法人委員会実務指針第 45 号の公表に伴い、所要の見直しを行っ	あることか
			たものです。	ら、平成 27
				年4月1日以
				降(知事所轄
				法人について
				は平成 28 年
				4月1日以
				降)の実務の
				参考とするこ
				ととし、平成
				27年3月31
				日以前(知事
				所轄法人につ
				いては平成
				28年3月31
				日以前)は従
				前の取扱いを
				行うこととな
				りますので、
				ご留意くださ
				い。
2014年12	研究	学校法人委員会研	日本公認会計士協会 (学校法人委員会) は、平成 26 年 12 月2	同上
月26日	報告	究報告第16号「計	日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究報告第 16	
		算書類の注記事項	号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」の改正について」	
		の記載に関するQ	を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。	
		&A」の改正につ	文部科学省から平成 25 年9月2日付けで「学校法人会計基準の	
		いて	一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」等が発出された	
			ことを受け、日本公認会計士協会では、平成 26 年 1 月 1 4 日付け	
			で学校法人委員会実務指針第 45 号「「学校法人会計基準の一部改	
			正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針」を	
			公表いたしました。	
			今回の改正は、上記の学校法人会計基準の一部改正、通知及び学	
			校法人委員会実務指針第 45 号の公表に伴い、所要の見直しを行っ	
			たものです。	

### 4. 非営利·公会計(非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA協会	種類	タイトル	内 容	適用時期
HP掲載日	性块	91170	- E	他们时热
2014年12	委員	公益法人新制度へ	日本公認会計士協会(非営利法人委員会)は、平成26年12月2	_
月9日	会報	の移行期間終了等	日に開催された常務理事会の承認を受けて、「公益法人新制度への	
	告等	に伴う非営利法人	移行期間終了等に伴う非営利法人委員会公表物の廃止について」を	
		委員会公表物の廃	公表いたしましたのでお知らせします	
		止について		

### 5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

### 6. その他

特になし

### Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、平成26年12月期の決算における留意点について説明します。3月期決算の会社は、お浚いとなります。

資料として、金融庁による平成26年3月31日発表の「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成26年3月期版)」を用い、適宜、加筆及び抜粋を加えています。

また、本文中、改正基準等の早期適用を考慮せず、意見にわたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめ申し添えます。

- Ⅰ. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る留意事項
- A. 「退職給付に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
- 1. 退職給付に係る科目の表示等に係る改正
  - ① 平成25年4月1日以降に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等から適用します。
- ② 連結財務諸表を作成する会社については、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計 基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法が連結財務諸表と財務諸表で異なる場合は、その旨を、

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright Toko audit corporation. All rights reserved

財務諸表に注記する必要があります。(財規ガイドライン8の2-102)

- ③ 退職給付債務と年金資産の額との差額を、連結貸借対照表上「退職給付に係る負債」(固定負債) または「退職給付に係る資産」(投資その他の資産)を示す名称を付した科目で記載する必要があります。
- ④ 上記③について、「退職給付に係る資産」又は「退職給付に係る負債」に属する資産又は負債は、 固定負債または投資その他の資産の中で区分掲記が求められ、たとえ少額であっても他の項目との 一括記載は認められていません。(連結財務諸表規則第30条、第38条、様式第四号)
- ⑤ 「未認識数理計算上の差異」及び「未認識過去勤務費用」については、税効果を調整の上、連結貸借対照表の「純資産の部」の「その他の包括利益累計額」の項目に分類して「退職給付に係る調整累計額」を示す名称を付した科目で区分掲記する必要があります。 ただし、財務諸表は従来通りオフバランスです。(連結財務諸表規則第43条の2、様式第四号、様式第六号)
- ⑥ 「退職給付費用」は、原則として、連結損益計算書の「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に計上します。ただし、一括して掲記した場合は、主要な費目としてその金額とともに注記(金額が少額である場合を除く。)する必要があります。(連結財務諸表規則第55条)
- ⑦ 当期に発生した「未認識数理計算上の差異」及び「未認識過去勤務費用」、並びに、その他の包括 利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち当期に費用 処理された「組替調整額」については、連結包括利益計算書の「その他の包括利益」に「退職給付 に係る調整額」を示す名称を付した科目で区分掲記する必要があります。(連結財務諸表規則第69 条の5、様式第五号の二)
- ⑧ 連結財務諸表の「連結の範囲等に関する記載」のうち、「会計方針に関する事項」として、「退職給付に係る会計処理の方法」を記載する必要があります。当該退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれます。(連結財務諸表規則第13条第5項第4号、連結財規ガイドライン13-5-4)

#### 2. 退職給付に係る注記事項の改正

退職給付制度に応じて、以下の注記を行う必要があります。

なお、連結財務諸表を作成している場合は財務諸表には注記する必要がありませんので、以下は、すべて、連結財務諸表についての注記事項とします。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright Toko audit corporation. All rights reserved

① 確定給付制度に基づく退職給付に関する注記(連結財務諸表規則第15条の8) (1)確定給付制度の概要 (2)退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表 イ)勤務費用、口)利息費用、ハ)数理計算上の差異の発生額、二)退職給付の支払額、

木)過去勤務費用の発生額、へ)その他

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表 イ) 期待運用収益、ロ) 数理計算上の差異の発生額、ハ) 事業主である会社等からの拠出額、 二) 退職給付の支払額、ホ) その他
- (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及 び退職給付に係る資産の調整表
- (5) 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額 イ) 勤務費用、口) 利息費用、ハ) 期待運用収益、二) 数理計算上の差異の費用処理額、ホ) 過去勤務費用の費用処理額、ヘ) その他
- (6) 退職給付に係る調整額及び次に掲げるその内訳項目の金額
  - イ)数理計算上の差異の発生額(当連結会計年度において費用処理された額を除く。)及び 退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識数理計算上の差異の額のうち、費用処理 された額に対応する額の合計額、ロ)過去勤務費用の発生額(当連結会計年度において費用 処理された額を除く。)及び退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識過去勤務費 用の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額、ハ)その他
- (7)退職給付に係る調整累計額及び次に掲げるその内訳項目の金額 イ)未認識数理計算上の差異、ロ)未認識過去勤務費用、ハ)その他
- (8) 年金資産に関する次に掲げる事項
  - イ) 年金資産の主な内訳、ロ) 長期期待運用収益率の設定方法
- (9) 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項
  - イ)割引率、口)長期期待運用収益率、ハ)その他
- (10) その他の退職給付に関する事項
- ② 確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記(連結財務諸表規則第15条の8の2)
  - (1)確定拠出制度の概要
  - (2)確定拠出制度に係る退職給付費用の額
- ③ 複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記(連結財務諸表規則第15条の8の3) i 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合
  - (1) 複数事業主制度の概要
  - (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表
- イ)勤務費用、ロ)利息費用、ハ)数理計算上の差異の発生額、二)退職給付の支払額本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- ホ)過去勤務費用の発生額、へ)その他
- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表
  - イ)期待運用収益、ロ)数理計算上の差異の発生額、ハ)事業主である会社等からの拠出額、二)退職給付の支払額、ホ)その他
- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払 年金費用の次に掲げる項目の金額を含む調整表
  - イ) 未認識数理計算上の差異、口) 未認識過去勤務費用、ハ) その他
- (5) 退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額
  - イ) 勤務費用、口) 利息費用、ハ) 期待運用収益、二) 数理計算上の差異の費用処理額 ホ) 過去勤務費用の費用処理額、へ) その他
- (6) 年金資産に関する次に掲げる事項
  - イ 年金資産の主な内訳(退職給付信託(退職給付を目的とする信託をいう。)が設定されている企業年金制度(会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。)において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。)、ロ)長期期待運用収益率の設定方法
- (7) 数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項 イ)割引率、ロ)長期期待運用収益率、ハ)その他
- (8) その他の退職給付に関する事項
- ii 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合
- (1) 複数事業主制度の概要
- (2) 複数事業主制度に係る退職給付費用の額
- (3) 複数事業主制度の直近の積立状況
- (4) 複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める連結会社のこれらの割合
- B.「連結財務諸表に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正
  - ① 平成25年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度の期首から適用します。
  - ② 子会社等の範囲の見直し

これまで、財務諸表提出会社が特別目的会社に対する出資者である場合及び特別目的会社に資産を譲渡した場合には、当該特別目的会社は子会社に該当しないものと推定すると規定されていましたが、今後、当該取扱いは、特別目的会社に資産を譲渡した場合にのみ適用されます。(財務諸表等規則第8条第7項)。

③ 特別目的会社の債務等の区分表示等

連結の範囲に含めた特別目的会社が有するノンリコース債務について、連結貸借対照表上、ノンリコ本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved -8/9-

ース債務を示す名称を付した科目で「流動負債」又は「固定負債」の項目に表示し、又は、社債若しくは借入金その他の負債を示す科目に含めて表示し、当該負債の科目別にノンリコース債務の金額を注記する必要があるほか、ノンリコース債務に対応する資産について、当該資産の科目及びその金額を注記する必要があります。(連結財務諸表規則第41条の2)

なお、連結財務諸表の連結附属明細表のうち「社債明細表」において、特別目的会社の発行している 社債がノンリコース債務に該当する場合には欄外にその旨を記載し、連結決算日後5年内における1 年ごとの償還予定額の総額を注記する際に、別に注記する必要があります。

また、「借入金等明細表」において、ノンリコース債務は、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載する必要があります。さらに、ノンリコース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)に係る連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記する必要があります。(連結財務諸表規則様式第九号記載上の注意9及び12、様式第十号記載上の注意1及び6)

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

**T**102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703